

信金職員の自死に業務起因性を認め、葬祭料の不支給処分を取消した事案

# 国・瀬戸労基署長（東濃信用金庫）事件

第1審 名古屋地裁 令和5年6月12日判決（LLI/DB判例秘書登載）

第2審 名古屋高裁 令和6年9月12日判決（判例タイムズ1537号48頁）（本判決）



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『安全配慮義務の実務と対応』（編著・労働調査会）など。

本件は、信用金庫（以下「本件信金」という）の職員であったAの自死につき、Aの父親であるXが、Aは過大なノルマの設定や上司によるパワーハラスメント等により精神障害を発病して死亡したとして労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）による葬祭料の請求をしたところ、瀬戸労働基準監督署長が不支給処分（以下「本件処分」という）としたことから、その取消しを求めた事案である。

1審判決が、業務起因性を否定して請求を棄却したのに対して、本判決は上司らの日常的な指導及び叱責や自死直前の叱責は社会的相当性を逸脱しており、心理的負荷は「強」であった等として業務起因性を肯定した。上司とのトラブルによる精神疾患発症が増加傾向にあるなかで、参考になろう。

## 1. 事案の概要

### 1) 当事者

#### (1) 訴えた側（X：1審原告、2審控訴人）

訴えたのは、本件信金の職員であったAの父親であるXである。

#### (2) 訴えられた側（1審被告、2審被控訴人）

訴えられたのは、国である。

### 2) Xらの請求の根拠

Xは、Aは過大なノルマの設定や上司によるパワーハラスメント等により精神障害を発病して死亡したとして、瀬戸労働基準監督署長（以下「処分行政庁」という）がした本件処分の取消しを求めた。

### 3) 事実関係の概要（下線は本判決が1審判決を補正して認定した事実）

- ① A（昭和61年生まれ）は、平成22年4月、本件信金に雇用され、平成27年4月以降は、甲支店得意先係主任として渉外活動に従事していた。
- ② Aは平成28年3月に婚姻し、同年4月から妻と同居していた。
- ③ Bは甲支店の支店長、Cは次長でありいずれもAの上司であった。
- ④ Aは、非常に忙しかったため、昼休憩を取らないことが多く、B支店長から昼食を取らないと人事考課を下げる等と言われることがあった。また、Aは終業時刻打刻後も残って業務を行うことがあり、支店長らは、打刻後は速やかに帰宅するよう指導していたが、その際、支店長は、

無駄に仕事するふりするなら客を取ってこい等と罵倒した。

- ⑤ Aの自死前約6カ月の平日の月平均時間外労働時間は、約23時間ないし37時間の範囲であったが、Aは、休日も顧客訪問をしたり支店長のゴルフ送迎等のため、妻と結婚して以降、まともに休日を取得できたのは2～3日しかなかった。
- ⑥ B支店長は、職員に対し、厳しい叱責を行うことが多く、部下の営業目標不達成に対して「案件取らぬ者は給料泥棒」等と罵倒し、「パワハラ支店長」などと言われていた。C次長は、部下に対し、事務面の細部まで指導し、些細なミスや独自ルールによる注意にまで及び、部下は理不尽と感じていた。Aに対しては、手書き報告書の字が乱雑で読めないこと等につき、丁寧に書くこと等を繰り返し指導していた。
- ⑦ Aは、営業目標達成のために自分名義の口座をいくつも作ったほか、父（X）母や妹の必要のないクレジットカードを作り年会費は自分で負担するなど（いわゆる「自爆営業」）をしていたが、B支店長からは「親に頼んでも、どうか案件とってこい」などと言われていた。
- ⑧ Aは、平成29年5月当時、住宅ローン案件について、顧客夫婦のうち妻からは内諾を得たものの夫の希望条件が難しく慎重に対応していたところ、B支店長から、顧客の個人情報取得の同意書取得を指示され、これに従ったところ、顧客の態度が硬化し契約締結を断られた。これにつ

いてB支店長は、強く叱責した。

⑨ 本件信金では、不正や不祥事の発生を防止するため、涉外担当者が同一地区を担当する期間は2年程度までとされていたところ、平成29年5月23日、Aが以前担当した地区のカードローン案件の書類を決裁に回したところ、B支店長から担当地区外の顧客を後任者に引き継いでいないことについて、「横領」「握りこみ」等と叱責された。

⑩ 同月24日、Aは飛び降り自殺をした。

⑪ Xは、処分行政庁に対し、労災保険法に基づく葬祭料を請求したが不支給と決定され、これを不服として愛知労働者災害補償保険審査官への審査請求、同審査会への再審査請求をしたが、いずれも棄却された。

## 2. 1審判決の要旨

1審判決は、判断枠組みとして「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」を参考に個別具体的事情を総合的に考慮して判断するとした上で、本件自死前6カ月間の心理的負荷の強度は、営業目標の設定は「弱」、時間外労働は「弱」、上司による日常的な指導も「弱」、自死直前の指導及び叱責も業務上必要かつ相当な範囲で「中」に止まり全体として「強」とは言え

ない等として業務起因性を否定するとともに、精神障害の発病も否定し、請求を棄却した。

## 3. 本判決の要旨

本判決も、判断枠組みについては1審判決を踏襲した上で、Aの妄想型うつ病発病を認めた上で、心理的負荷の程度を以下のように評価して業務起因性を求め、1審判決及び処分行政庁の処分を取り消した。

営業目標の設定について、Aは自爆営業まで行い、その限界に達したのに支店長から継続を要求され、目標不達成を厳しく責められていたこと等から「中」に該当し、「強」に近いものであった。時間外労働は「中」。上司による日常的な指導及び叱責も、Aは残業をせずに丁寧なミスない事務処理のためには昼食時間を犠牲にせざるを得ず、昼食時間を確保するには顧客対応時間を短くせざるを得ず、顧客対応時間を短くすると案件が取れなくなりB支店長から罵倒されるという二律背反の状況にあったこと<sup>①</sup>、C次長の細かく執拗な指導は度がすぎるものであったこと等から「強」に該当する<sup>②</sup>。本件自死直前の住宅ローン案件、カードローン案件に係る叱責はいずれも「強」に該当し、全体として「強」であることは明らかである。

### ワンポイント解説

#### 1. 本判決の特徴

労働者の疾病等を業務上のものと認めるためには、疾病等が業務に内在または随伴する危険が現実化したものと評価し得ることが必要であるとされているところ<sup>1)</sup>、精神障害の業務起因性の判断について、従前の裁判例は厚生労働省労働基準局長策定の「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」<sup>2)</sup>を参考に判断している<sup>3)</sup>。本件でも、1審判決、本判決ともに同基準を参考に判断しており判断枠組みに相違はない。それにも関わらず、1審判決と本判決で結論が異なっているのは、本判決が、Aの妹の証言<sup>4)</sup>に基づいて事実を補足して詳細に認定している点に加え、1審判決が、「業務上必要かつ相当な範囲」であることを理由に心理的負荷を「強」ではないと評価しているところ、本判決は、「業務上の必

要性によって心理的負荷が軽くなるものではない」として、業務上の必要性を理由に心理的負荷を軽減していない点に本判決の特徴がある。

#### 2. 上司の指導等における留意点

本判決は、残業が認められない一方で案件をとることを求められる「二律背反」の状況にあったこと（**上記下線①**）、細かく執拗な指導があったこと（**上記下線②**）を指摘して心理的負荷が「強」であったと認定している。上司とのトラブルによる精神疾患発症が増加傾向にあるなかで<sup>5)</sup>、労働者に対して労働時間の削減を求める場合には労働時間を考慮した営業目標の設定が必要であること、度がすぎる細かい指導が心理的負荷となること等を示唆するものとして参考になろう。

1) 熊本地裁八代支部延事事件 最高裁第2小法廷 昭和51年11月12日判決、地公災基金東京支部長(町田高校)事件 最高裁第3小法廷 平成8年1月23日判決等参照

2) 厚生労働省労働基準局長 基発0901第2号 令和5年9月1日発

3) 国・京都上労基署長(島津エンジニアリング)事件 大阪高裁 令和2年7月3日判決等

4) 1審では、Aの妹作成にかかる陳述書記載の事実は伝聞であることを理由に否定されていたが、2審ではAの妹の証人尋問が採用され、妹の証言に基づいて1審判決の事実を補足して事実認定がなされた。

5) 厚生労働省が公表する「令和7年版 過労死等防止対策白書」では、精神障害の具体的出来事として「対人関係」、特に「上司とのトラブル」が増加傾向にあることが指摘されている。